

産業振興奨励事業の拡充と随時募集について

■対象事業

町の産業振興に必要な技術の研究や、町内の資源活用による新商品の開発など、西ノ島町の産業振興を目的とした新たな事業を幅広く対象とします。

■奨励金の交付

予算の範囲内で町長が認められた額を交付します。

■審査及び事業決定

応募いただいた事業は、西ノ島町事業開発等審査委員会で審査し、審査結果は応募者へ通知します。

■応募方法

「事業開発等指定申請書（様式1号）」、「計画書」、「収支計画」を添付し、役場地域振興課までお申し込みください。

■応募期間

随時募集

※申請書及び参考様式が必要な場合やご相談は役場地域振興課（フ）87777までご連絡ください。

■産業振興奨励事業の拡充について

産業振興奨励事業は、今年度から補助金額等の拡充を行います。より町民のみなさまに使いやすい制度として生まれ変わりますので、ぜひご利用ください。

主な拡充の内容は左記のとおりです。詳しくは役場地域振興課までお問い合わせください。

・ハード部分の補助金額上限を拡充します！

従来のハード部分（備品購入や工事費にあたる部分）の補助金額上限100万円を500万円に大幅に拡充します。

・継続事業も補助対象とします！

従来の補助対象は、事業開始初年度の1回のみでしたが、継続して実施する事業については、3回まで採択が可能になります。

※年度ごとに1回のみ、初年度から起算して5年以内。

※ソフト部分の補助率・補助金額は、1回目10/10 50万円、2～3回目が2/3 30万円となります。

「わがご商品券」発行のお知らせ

本町ではこのたび、下記のとおりプレミアム付き商品券を発行いたします。

■発行金額…1冊1万円。（千円券を10枚、500円券を4枚とし、1冊につき2千円の割増金付き。）

■発行限度額…1人2冊まで（2万円※ただし、予約状況によっては1人1冊となる場合もあります。）

■販売期間…平成27年5月12日（火）～5月18日（月）。事前に地区回覧で予約受付を行い、地区巡回販売を計画しています。

■利用期間…平成27年5月12日（火）～10月31日（土）

■購入対象者…西ノ島町内に居住する方です。

■利用商店等…本町の事業所（取扱加盟店のみ）

ご不明な点は、役場地域振興課（担当：富所）（フ）87777または、西ノ島町商工会（担当：崎津）（6）1021にお問い合わせください。



漁船建造利子補給について

今年度から新たに、漁船建造に係る利子補給制度がはじまります。

西ノ島町で漁業を営む方が、新たに漁船を建造する際に金融機関から受けた融資の利子部分を町から補給します。制度の概要は左記のとおりです。詳しくは役場地域振興課（フ）87777までお問い合わせください。

■受給要件

年間100日以上漁業活動を行う漁業者であること（個人・法人は問いません）。

漁船建造のために借入れを行っていること。

■利子補給率

利子の全額を補給します。

※ただし、年利2%を超える借入の場合は、2%を上限とします。

■利子補給金の支払い

年度ごとの交付申請に基づき、前年の1月～12月に漁業者が支払った利子の額を翌年の3月末日までに直接お支払いします。

■その他

事前に、町から利子補給の承認を受ける必要がありますので、利子補給金の受給を希望される方は、なるべく早めに役場地域振興課までご相談ください。

新規就農者向け支援策について

本町では、畜産業を中心に新規就農者支援を行ってまいります。

■青年就農給付金、半農半X等の概要

西ノ島町のホームページに掲載していますので、ご覧いただくか、地域振興課農林水産係（フ）8777までご相談下さい。

■繁殖牛導入補助金

初期投資軽減を目的とし、新規就農者の繁殖牛導入経費に対して2分の1補助する。

【要件】新規就農計画または半農半X実践計画の策定者
導入開始から5力年間（1経営体あたり上限30頭まで）

この他に、同じく初期投資軽減のため、平成26年度に町有牛舎を新規就農者用に改修しました。

町有牛舎の借受又は支援策の詳細については、地域振興課（フ）8777までお問い合わせください。

賃貸住宅家賃助成金の一部変更

本町では、定住対策の1つとして、助成金制度の一部変更を行います。

■町営住宅家賃助成

町営住宅家賃から、事業主等より支給される住宅手当を控除した額が、4万円を超えているものに対して、その超えた額を助成。（変更点 旧：5万円・新4万円）

詳細については、地域振興課（フ）8131までお問い合わせください。

福祉職員等への就業一時金・引越し費用を支給

本町では、町内の福祉事業所で福祉業務に従事される方を対象に、就業一時金36万円、引越し費用15万円（上限）、計51万円を支給いたします。

【要件】①福祉職員等とは、介護福祉士、介護支援専門員、看護師、作業・理学療法士、保育士で資格を有している者 ②正規職員であること ③西ノ島町で初めて福祉職員として勤務する者 ④給付金について、福祉事業所が1/3を負担

ただし、就業後3年以内で退職した場合3年に満たない月数×1万円の2/3（千円未満切り捨て）を返還

詳細については、健康福祉課（6）0104までお問い合わせください。

平成27年度 第2回奨学生募集

■貸付対象者

西ノ島町の出身者で、高等学校、大学若しくはこれと同程度の学校に入学（在学）し、向学心を有する者で経済的事由により修学が困難と認められるもの。

■貸与額

- 高等学校 月額2万5千円以内
- 高等専門学校 月額5万円以内
- 大学（短大、大学院、専門学校を含む） 月額5万円以内

医療に関する学校については入学金を加えます。20万円以内

■貸与者の決定

西ノ島町奨学資金貸与選考委員会の審査を経て決定する。（予算の範囲内）

■貸与の時期・返還

- I. 年2回に分けて貸与
- II. 返還の始期は卒業3年を経過した翌年から貸与を受けた月数の2倍に相当する期間内に全額を返済

■返還の免除及び減免

- I. 医師、歯科医師、看護師、准看護師、薬剤師、作業療法士、理学療法士、保健師、保育士、介護福祉士、介護支援専門員等については免許取得後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上医療・福祉等に従事した場合は返還を全額免除。
- II. 上記以外の職に就く方で卒業後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上従事した場合は返還を2分の1減免（公務員は除く）。

■手続きに必要な書類のお受け取り

- I. 西ノ島町教育委員会 教育課
（西ノ島町立中央公民館）
- II. 西ノ島町役場 町民課窓口
- III. 西ノ島町役場 別府支所

■提出先と提出期限

- 提出先…右記3か所の窓口
- 提出期限…平成27年4月30日（木）
- お問合せ先…西ノ島町教育委員会 教育課（6）0171